

海津市まちづくり委員会「第17回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成25年1月25日(金)

開催場所 海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室

分科会委員定数 19名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時40分

出席者 ○分科会委員

公募市民

伊 藤 幹 男

〃

堀 田 義 郎

〃

古 川 義 弘

会長

〃

古 川 邦 彦

〃

佐 藤 芳 満

副会長 NPO法人まごの手クラブ

田 中 由 美 子

ボランティア連絡協議会

下 田 博 暉

海津市自治連合会代表

宮 脇 信 幸

岐阜経済大学准教授

菊 本 舞

○事務局 企画部長

伊 藤 恵 二

企画政策課 課長

中 島 哲 之

係長

徳 永 宗 哲

〃 主任

近 藤 健 二

〃 主任

土 井 敬 子

欠 席 者 公募委員

大 橋 宗 明

〃

土 方 隆 博

〃

今 津 美 憲

〃

村 上 碩 也

〃

野 津 繁 雄

NPO法人良縁の会ひまわり

櫻 木 徳 子

女性人材リスト

石 川 春 代

NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田

森 秀 和

NPO法人ゆうゆうアテンダント

藤 田 重 紀

総務課

菱 田 登

会 議 次 第

1. あいさつ
2. 自由討議 (1. 市民自治のしくみについて)
3. 講評
4. 事務連絡

事務局	<p>みなさんこんにちは。 本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。 これより、海津市まちづくり委員会「第17回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。 古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 さて、本日の予定でございますが、自由討議を行いたいと思えます。終了予定時刻は、15:30です。 それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長にお願いいたします。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。 次第2「自由討議」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の内容は事前にお送りいたしました次第にありますとおり自治基本条例条文骨子案について自由討議をしたいと思えます。 これまでの意見を基に事務局で条文骨子案をまとめたものを作成しました。この中で条文骨子案から削除したものの2点と検討が必要と思われるものの5点についてご意見を頂戴したいとおもいます。 削除したものの1つ目は、外部監査についてですが、これは市に監査委員会があることから必要ないと思われるため削除しました。 2つ目は、情報公開のあり方、情報共有についての情報取得の権利と意思決定過程の情報共有についてですが、情報取得の権利は第4条第1項に、意思決定過程の情報共有については第4条第2項にそれぞれ同様の条文があり記載する必要はないと思われるので削除しました。 次に検討が必要と思われるものについては、 ①「まちづくり」という語句が使われているが定義は必要ないか。 ②第5条（市民の責務）の条文を整理する必要はないか。 ③第24条（個人情報保護）は市民若しくは各種団体も義務を負うべきではないか。 ④第25条（この条例の検討及び見直し）は施行後5年以内としたが妥当か。 ⑤全体的に整合性はとれているか。 これらの点について検討して頂きたいと思えます では自由討議のまとめを含めて15時20分まで行いたいと思えます。</p>

会 長	<p>ただいま事務局からいくつか説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。</p> <p>自由討議をはじめさせていただきます。</p> <p>菊本先生お願いします。</p>
菊本委員	<p>皆さまこんにちは。今事務局からいくつか説明がありました。本日は事務局と委員さんと意見交換などを中心に行いたいともいます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました通り、今日は条文骨子案の中で、これまでの分科会で意見のあったところで、骨子案から削除したところで、外部監査と情報共有については事務局案としては削除された状態で今日は骨子案として出されています。</p> <p>まず外部監査についてはいかがでしょうか。事務局の方では、監査委員会があるので特別もの条例の中では上げなくていいのではないかとこの事でしたが。これについてはご異論のある方いかがでしょうか。</p> <p>(削除でよろしいとの声あり)</p> <p>削除でよろしいでしょうか。</p>
A 委員	<p>削除でいいですが、ほかに条例にあってこの条文から削除したものは他にあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>外部監査と情報共有だけです。</p>
A 委員	<p>他にないのならそれでいいです。第22条の意思決定過程の情報共有の項目について、これも削除していいのではないかと思うのですが。第4条第2項でも同じようなことを記載していますね。</p>
事務局	<p>事務局としては、ここは第4条第3項で記載した方が良く思っています。</p> <p>第4条第1項で市民に情報取得の権利があることを明示しています。第2項で市はその権利を保障することとしています。その保障した結果として会議等を原則として公開するようにした方が、具体的に明示することで良いと思っています。</p>
菊本委員	<p>今ですね削除したものの次の情報公開に踏み込んでいると思いますが、外部監査については削除するというご了解いただきました。</p> <p>次のところ情報取得の権利と情報共有については、同様の条文があるということで削除しているということで、併せて今第22条を第4条第3項に位置付け直すというかたちでまとめるということでいかがでしょうか。</p>

	<p>特にご異論ございませんか。では情報共有については削除。第22条を第4条第3項に位置付けるということでご了解をいただきました。</p>
B委員	<p>「市民は、市政に関する情報の提供を要求し取得する権利があること。」一般的には請求があっても公開できることは公開しましょう。公開できないことは公開しないということを決める審査会か何かあって、情報公開をするかしないかという判断をしているのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>情報につきましては、公開できる情報と公開できない情報があります。当然それは規定にあって、その中で公開できないという通知をします。その時に不服があった場合に審査会にはかって、それはどうかという審査をして頂きます。</p>
B委員	<p>取得する権利があると書いてあるので、要求ができるとした方がいいのではないか。もう少し柔らかい表現にできないか。</p>
A委員	<p>このままでもいいのではないか。</p>
事務局	<p>事務局で検討します。</p>
菊本委員	<p>それでは第4条第1項につきましては少し柔らかめの表現にするかどうか事務局で再度検討するということですね。お願いします。</p> <p>それでは条文骨子案から削除したものという点については以上となります。次の検討事項ですけれども、1つは、この条文骨子案の中でまちづくりという語句が使われているが定義することが必要ないかどうかというところですね。具体的にいいますとまちづくりという言葉が使われている条文は、前の方からいきますと、基本原則などいくつかありますが。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の方からまちづくりという語句がでていますが、第3条基本原則のところ、1号で市民自治がまちづくりの基本であること、第2号、まちづくりに関する情報がすべてのまちづくりの担い手の間で共有されること、2つでてきています。それから、第5条の市民の責務、ここでも2か所まちづくりとでてきています。</p> <p>次の第6条の第2項、第3項にもそれぞれでてきています。第2項には文頭の方でまちづくりに関する情報、第3項ではまちづくりを促し協働してまちづくりを進めなければならない。</p> <p>次、第7条の第3項、後段の部分ですね、市民と協働してまちづくりに、となっています。それから第11条、この部分でも後段真ん中の、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものと</p>

	<p>する、でまちづくりとでてきています。</p> <p>第11条で気になったのが、この前の部分に地域の良好な生活環境づくりに貢献する、という表現もでてきていまして、これもどうなのかなというのもありました。</p> <p>それから、第23条、情報の収集及び管理というところで、市はまちづくりに必要な情報のというところでまちづくりとでてきています。</p> <p>それぞれまちづくりという語句がでてきていまして、事務局では、これは定義のところで、市民自治についてということで検討した内容ですね。次に市民自治の原則で、市民自治がまちづくりの基本であること、とでてきています。</p> <p>そうすると市民自治という言葉とまちづくりというのは、それぞれ意味が存在すると考えなければいけないのかなと思います。そうすると、このまちづくりという言葉はどんな意味なのか。</p> <p>この結果というのが、今事務局ではこの条文の解説というのを今順次つくっているのですが、どのような意味なのかによって説明する解釈が変わってしまうので、ここはどうしてもはっきりさせたいのです。ということで本日あげさせていただきました。このまちづくりですね、どんな意味なのか結論をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
菊本委員	はい、ありがとうございます。
C委員	まちづくりというのが、この3条でいきなりドンとでてきてしまうものですから、だから例えばこの目的のとことか、あるいは前文のところでまちづくりという言葉はどこかに入れられることがあればそれで用をなすのではないかなと、そんな風に思ったのですがどうですかね。
事務局	解釈上の問題が発生しますので、まちづくりというのがどんな意味なのかというのを定義でうたうべきではないのかと事務局は考えているのです。
C委員	そうするとこの定義の中でまちづくりというものを1つつくらないとダメということですね。
事務局	はい。
C委員	はい。ありがとうございました。
B委員	前文の下3行、これがまちづくりの定義ではないのかなと思うのですが、前文をもう少しまちづくりという言葉を入れて手直しすればそれでいいのではないかなと思いますがいかがでしょう

	か。
事務局	ある程度具体的に文章でいうとどういうふうになるのでしょうか。
B 委員	一番下から 2 行目ですね、この実現を確実なものとするため、その次、皆で考え、実現すべく、まちづくりを進めていきたいというような文章でいかがなののでしょうか。
事務局	基本的に定義することによろしいですかね、まず、1 点目として。意味はおいといて、定義としてまちづくりというのをあげるのはいいよということでもいいですか。
B 委員	前文の中に。
事務局	いや前文ではなくて第 2 条の定義の中に。
B 委員	でできますね。
事務局	事務局の案としては、第 2 条の、例えば第 4 号にまちづくりと入れてまちづくりとは何々という、というような文章を具体的に入れるべきじゃないか、ということなのです。
B 委員	私は前文のなかにまちづくりという言葉が入っていればそれでいいのではないかと解釈していたのですが。一番初め、映画やるときでも導入の部分にあたりますが、そこでパッとまちづくりができて起承転結で入っていくわけですから、前文の中にどんなまちづくりというものが入っておればそれでいいのではないかなと思います。
事務局	実務的な話ですので、事務局で検討させてください。ただ B さんのいわれる前文の 3 行目あたりのことをまちづくりと定義づけたほうがいいのではないかというふうなご意見だと思うのですが、そういう考え方でいいですか。
会 長	委員さんにお聞きしますが、まちづくりというものの定義を入れた方がいいのか、入れなくてもいいのか、まずそのあたり。 私はね、まちづくりという定義を書こうと思うのもすごくまちづくりというのは大きなことで、定義づけるのは、すごく言葉を持ってくるのは難しいような気がするのですが。 今他の市町村の条例をちらちらと見ているのですけれども、垂井町とか駒ヶ根とか。本当に定義を入れておいた方がベターなのか、入れなくてもイメージとして皆さん方の、聞き手に伝わるのか、委

	<p>員さんどう思われますか。 入るならば言葉の検討に入らなければいけないけども。</p>
A 委員	<p>結論からいいますと私はまちづくりとはどういうことなのだという ことを、条文か解説かにうたうということは、会長が言われた ように非常に多義にわたって難しいと思うのです。</p> <p>結論からは、いらぬのではないかと。ただそこに関連してそれ を真剣に考えようと思いますと、12条の市民自治協議会の設立要 件にからんでくるのですね。といいますのは、じゃあこのまちづく りのために市民自治協議会で何をやるかという、なにを目的に活動 目標にするかということにも関連してくるわけですね、まちづくり の中身というのとは。</p> <p>それはこの前菊本先生からの解説をいただいたように、その時代 と共に変化するようなまちづくりの概念ですね、今は自治会でやっ ていると、だけどそれが自治会ではもう現状に合わなくなって協議 会が必要になってくる時代も考えておかななくては行けないと、とい うようなことを考えると、今の概念でまちづくりというのはどうい うことを含むのかというようなことを解説することは大変難しい のではないかという気がして、結論としてはいらぬのではないかと いうように思っているのですが。</p> <p>ついでですので12条の中身について、先ほども事務局の方から 話がありましたが、1つの地域に1つの協議会ということ的前提に すると、じゃあその協議会の中に分科会をつくって、分科会でいろ んな目的に応じた分科会をつくると。そうするとそれに参加する地 域の人とか、地域じゃない人も入ってくるのでしょけれど、そう いう人は1つの目的を共有できない人も入っていると、いろんな分 科会があると、分科会ごとにメンバーを代えるのですかということ にもまたつながってくる可能性がありますよね、活動目標に応じ て。その辺がこの12条の中身もあとで討議すると思うのですけど も、中身が変わってくるなということに関連して、まちづくりとも 関連してくると。という気がするのですが。すいません。</p>
会 長	<p>私も先ほど委員さんにちょっと投げかけましたのは、まちづくり という前に福祉のまちづくりだったら解釈はピシッと来ると思 いますね。教育のまちづくり、これもピシッとくると思います。</p> <p>まちづくりの内容的なものというのはものすごく膨大なことにな ると思いますので、ここで定義をつくらうと思うと長文になるか 難しいか、ではないかと思ったので、委員さんはどちらでしょうかと お尋ねしたのですけれども、私はA委員と同じようになくても分 かっていただけではないかなと思ったのですけれども。</p>
C 委員	<p>私もそういうような意見なのですが、先ほどの前文の中の文字の とこで一番下の欄ですが、協働が生み出す魅力のまち海津のまちづ</p>

くりの実現を確実なものとするために、ということで、こういうふう
にここら辺にちょっと入れておいたらどうかと、そんな感じで思
うのですけれども。

菊本委員

実はまちづくりというのは非常にニュートラルな概念にしてお
いた方がいいというのが今この委員さんのご意見だと思うのです
けれども、実は非常に混乱するのは、まちづくりとこの条例の中
で言っている市民自治というのは実はあまり変わらないのではない
かということを経務局は非常に懸念を持っているのだと思うの
です。

この中で、非常に多くの自治体では自治基本条例を作るときに住
民自治という言葉で使っていることが多いこの定義について、海津
市のこの骨子案の中で市民自治ということをやんと定義づけて、
そして市民自治とはということで、市民が自主的に地域課題の解決
や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会をつくるために行
う活動をいう、というように定義をこの中でしっかりしている。こ
のことは実はまちづくりというのはあまり意味が違わないのでは
ないか、ということなのですよね。

でも、条文を作っていくにあたって、やはり市民自治という言葉
を多用してしまうと、条文がかえってわかりにくくなる。

読む市民の皆さんにとって、これから市民の皆さんにこれを公開
していったら、自分たちの自治体の基本となるものなのだという
ことを受け入れていただくと同時に、やっぱりまちづくりという
言葉を使った方が、すんなりと胸におちてくるという部分の方が大
きいということで、結局定義のところでは市民自治ということ
をうたっているのだけれども、第3条以降市民自治という言葉
ではなくて、まちづくりということを使っているのです。

ちょっと操作をすれば、この定義の第2条第2号の中に市民
自治を定義づける中で、つまりここで市民自治というふうにい
うのだけれども、実は市民自治というのは地域社会をつくるため
にさまざまな人が協力して、市民だけではなくて例えば議会や
行政というところも含められているということになると思いま
すが、つくるために行う活動をいう、でこのところにまちづく
りという言葉は何らかの形で入れていくというのが、1つあい
まいにぼやかしながらもほとんど同じことを言っているのだよ
ということはこの市民自治という定義の中でうまく使うとい
うのが1つ方法なのかなと。

ただそうすると基本原則の第3条の1号の市民自治の原則の
ところで、市民自治がまちづくりの基本であることというふう
にしているのですよね。ここでは市民自治とまちづくりとい
うのは違うということが、つまりまちづくりの基本が市民自
治というふうになっているのですけれども、ここで本当は言
いたいことはまちづくりの基本というのは自治だとい
うことをここで言いたいわけなのです。

	<p>だから自治というのは自分達でできることは自分達の力でどんどんやっっていこうという、簡単に言えばそういうことで、そのことをこの第3条第1号の原則の中でうたいたいわけです。それが大事なことだと。</p> <p>市民自治ということはイコールほぼまちづくりだということが皆さんの中で了解されるのであれば、この第3条第1号のところは自治の原則とかというふうに言葉を変えてですね、市民自治という言葉ではなくて自治の原則というふうなかたちに例えば変えていって、その分第2条第2号の中で市民自治とまちづくりという言葉、むしろもしかしたら市民自治という言葉がほかのところで使われていないのであれば、2号のところでもまちづくりという定義を、今皆さんいらなとおっしゃったのですが、やはり入れて、第2号の定義は市民自治の定義ではなくて、海津市におけるまちづくりの定義、というものだというふうにして、まちづくりとは市民が云々、地域社会をつくるために行う活動をいう、で、そのときには、市民自治のところには、誤解がないように例えばまちづくりというのは市民の人だけ、つまり住民だけが頑張るのではなくて、行政あるいは議会、首長も共に汗をかいて行うものなのだというのをこの定義の中に組み込まれると皆さんの了解をいただけるのではないかな、とちょっと皆さんの話を伺っていて思うのですけれども。委員の皆さんならびに事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	事務局としては、それでいいのではないかと思います。
菊本委員	皆さんいかがでしょうか？言葉で言っただけなのでちょっと分かりづらかったかもしれませんので、今のお話で大体ご了解ということであれば、今のお話を事務局の方で受け取っていただいて、次回ですね最終の会議になります、そのときに齟齬がないような形の事務局案をぜひ提出していただいて、最後に皆さんにご了解いただきたいと思いますが、どうでしょうか？よろしいでしょうか？
C委員	ということは、まちづくりとは、で始まって、地域社会をつくるために行う市民自治活動をいう、という形ですか？先生、反対ですか？
菊本委員	そうですね、そうか、だから、市民自治協議会がでてくるので市民自治活動というのをどこかで使う必要がありますね、やはり。そうすると段階をやはり分ける必要がありますかね。どうでしょうか？
A委員	第2条第2号をそのまま市民自治にしておいて、地域社会をつくるために行う活動をいうという2行目ですね、その地域社会をつくるという後ろにまちづくりという括弧で簡単に入れておいたら

	<p>どうなのですか？第2号の地域社会をつくる、として括弧後ろにまちづくりと。</p>
<p>会 長</p>	<p>私はね、菊本先生の話聞いてましてメモをしたのは第2条第2号市民自治の最後のところ2行目、地域社会をつくるために行うまちづくり活動、とまちづくりという文字を活動の前にちょっといれようかなと思って菊本先生の話聞いていたのです。あまり括弧は多くない方がいいかなと思っていただけですけども。</p>
<p>A 委員</p>	<p>やっぱり市民自治の原則という、市民自治という言葉はやっぱり市民自治協議会がある以上いるのではないかなと、先生がいわれたように。</p>
<p>菊本委員</p>	<p>市民自治とまちづくりを分けるポイントというのは、たぶん市民自治ということはそのあとの市民自治協議会がうまくイメージしやすいのですけれども、その地元の人たちを中心にしながら、そこに利害関係や関心を持っている人たちが団体や個人含めて様々な形で参加をしてきて、自分たちの地域を良くしていくための活動というのが市民自治ですよ。</p> <p>まちづくりというのは、そこにもっと制度とかですね、行政の支援とかですね、それから首長の執行能力とかですね、自分たちの地域をもっと超えたところも含めて、それから議会の判断とかですね、も含めたところもかかっていくのがまちづくりではないかと私はそのようにイメージをします。主体ということで考えれば。</p> <p>だからここで言っている市民自治とまちづくりというのはやっぱり違うと思うのですよ。前文で語られているように、海津市が自治において市民の権利や責務を明らかにし、それぞれの主体が将来像である魅力あふれるまちを実現していく、その活動そのものがまちづくりだと思うので、市民自治とまちづくりが違うのは確かだと思うのです。</p> <p>だから書くとすれば、市民自治をベースにしながら市におけるさまざまな主体が協力してあるいは協働して行う活動をまちづくりという、というふうなぐらいの定義が、入れるとしたらいいのではないかなというふうに思うのですけれども。他の箇所をいじらずにまちづくりという定義をもし入れるとしたらですね。というふうないわゆるニュートラルな意味でのまちづくりという定義を入れた方がいいというのが事務局案ですよ？今のような形でも。どうでしょうか？他の箇所はいじらずに第2条第4号ぐらいにまちづくりについてと市民自治の関係性を少し入れた方がいいのではないかなということについてはどうでしょうか？入れた方がいいか先ほどの皆さんのご意向どおり入れない方がいいかどうでしょうか？</p>
<p>C 委員</p>	<p>ちょっと1つお伺いしてもいいですか？事務局の案として定義</p>

事務局	<p>の中に入れるとしたらどういう言葉で入れられるのですか？</p> <p>そのどういう言葉というのが、実は事務局としても困っていたのです。係の中でもどんな意味なのかというのをいろいろ調べても、説明がつくような言語というものがどうしても揃えられないので、本日こうお願いしたいという形になっているのです。</p> <p>事務局としても、中での話し合いとしてはぼやかしたような言葉を書いておくのも1つかなというのはあったのです。何となく分かるような表現でとどめておくのもそうなのかな、という。</p>
D 委員	<p>定義としては、市民自治とは共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域をとりまく様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう、と。これ定義なのです。</p>
菊本委員	<p>つまりだから事務局はですね、まちづくりそのものを定義する条項が必要なのではないかということをお願いしたいのですよね。</p> <p>今のはまちづくりそのものを定義しているわけではないではないですか。まちづくり活動というふうにもう言ってしまっているのです。条文の中で。まちづくりとはということの説明しているわけではないのでそういったものが必要なものかというのはどうだろうか、ということなのですね。</p>
事務局	<p>事務局の中でも話をしたときにもう1つあったのが、市民自治という定義が先生のおっしゃるとおりまちづくりも含んでしまっているのです。</p> <p>自治という言葉そのものを考えていくと、自分達の責任で自分達の意味で決めてやっていくというのが自治ですので、正直これを分けてしまったらというのも1つの案なのです。</p> <p>市民自治というものはそういう意味だよということにして、まちづくりとして、市民が市民自治で課題解決とか資源の創造ということで、地域社会をつくるために行う活動をまちづくりといいます、というようにまとめるか、というのもあったのですが。</p> <p>これも1つの案なのかなと思いますが。どうでしょう？分けてしまった方がまだ説明しやすいのかなと思いますが。そうすればこの第3条第1号の原則の市民自治がまちづくりの基本であることの意味が通ってくるかなというのが係の中で話をしていた1つの結論みたいなものなのですが。ご意見をいただきたいです。</p>
E 委員	<p>あの、もともと私も、もっともっと昔にかえったらまちづくりをつくるための、皆さんの、市民の意見を聞きたいという会議が始まって、それでまちづくり係というものが行政の中にできて、そうしたら市民の方たちは一体まちづくりとは何をやっているのだろうという、そういう疑問もあるので、それでやっぱりこの中にまちづ</p>

くりというのはこういうのを考えているのだよというようなことを最初に定義の中に入れて方がいいのではないかなというふうに感じますね。

県もそう思い、市もそう思い、そうしたらNPOをやっている人たちはまちづくりの中に属するのかなというのが分かってきているのですが、でも、そういう意識のない人もたくさんあるので、やっぱり定義の中で1行として入れた方がいいのではないかなと。はっきりするからと思いますね。文章の中にはいっぱい出てくるけど。という感じです。

菊本委員

今のおっしゃっていただいた意見、とってもありがたい意見ですね。この条例ができて市民の皆さんやあるいはそれをどう使おうかというふう考えたときに、受け取る側が分かりやすいものであるというのがやはり1番いいというお考え、本当に私も賛成です。

できてそのまま使わずに終わってしまうとかあるいは専門の人しか分からないというふうな内容になるのでは自治基本条例をつくるせっかくの意義を半減することになってしまうと思いますので、よろしいなというふうに思います。

他のみなさんいかがでしょうか？今まちづくりというのを入れた方がいいのではないかなというご意見がお1人挙がりましたけれども。

会 長

ではそういう方向で、事務局で文を作って、次見せてもらおうかね？私たちは入れてはいけないとこだわっているわけではないし、たしかにまちづくり委員会ということで私たちが会議にでているときに、まちづくり委員会であって市民自治委員会ではないと、頭の中にまちづくりということが、今お話を聞きまして、分かりやすくということは共感しました。

菊本委員

はい、ありがとうございます。では今会長のほうからもありましたとおり、このまちづくりの定義については事務局の方で今皆さんが出し合っていたいただいたご意見も基にしながらですね、定義を。次回出していただいてそこで決定させていただくというふうな方向でよろしくをお願いします。

それでは、3枚目のところに戻っていただきまして、2つ目の検討事項です。第5条をご覧ください。第5条は市民の責務についての条文になっていますけれども、この条文については、先ほど徳永さんのほうからもご説明のありましたとおり、第1項第2項とあるんですけれども、両方とも少し重複している部分があるのではないかなという事務局からのご指摘がありました。ちょっと読んでみますと、第5条、市民は、市民自身が自治の主体やまちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わらなければならない。次のページにいていただきまして、

	<p>第2項として、市民は、市政に対して関心をもち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努めなければならない。というふうな条文になっているというところです。で、事務局案として何か今ご提示いただく整理された条文というものがおありでしたらご紹介いただきたいのですけれども。</p>
事務局	<p>ここはですね、事務局案といいますか、書いたものはないのですが、事務局としてはですね、この第1項第2項をまとめてしまおうというふうに考えておりました、市民は市民自身が自治の主体やまちづくりの担い手であることを認識し、市政に対して関心を持ち、自分の発言と行動に責任を持って協働してまちづくりに関わらなければならない。こんな感じでまとめた方がよいのではないかと、ということで、長くなりますが。</p>
会長	<p>第5条の第1項は、認識し、責任を持って関わらなければならないというような心構え的な内容ですね。第2項は、市民は発展のために努めなければならない、努力目標的な表現かな。これ2つを1文にすると、心構えと努めるということが1文になるということかな。B委員とC委員はちょっと長文になってしまうのではないかと、というご心配ですか。</p>
C委員	<p>第5条の第1項のほう、例えば、認識し、自分の発言と行動に責任を持って関わらなければならない、とまちづくりが2つもいらなないと思いました。その次の第2項のほうが、協働し、地域発展に努めなければならない、と、のために寄与する事、とかここは無しにしてしまって、というふうで2つの意味があるのではないかなと、会長が言われたように思いました。</p>
菊本委員	<p>今お二人からは内容が第1項と第2項はちょっと違うのではないかと、ということですね。責務と書いてあるのだけれども、どちらかというとなら第1項は市政に関心を持って自分の発言に責任を持ちましょうね、ということ、そして第2項については地域社会をよくするために汗をかきましょうね、という内容なので、ちょっと違うのではないかと、ということですね。他の方どうでしょうか？いや、事務局案いいのではというご意見も、ちょっと長いのではないかと、というご意見もありますね。</p>
会長	<p>ちょっと長くないですか、という。</p>
D委員	<p>市民自身が自治の主体や、そこまでを無しにしてしまっは。市民は、まちづくりの担い手であることを認識し、それでいいのではないですか？かなり短くなるし。</p>

菊本委員	<p>どうでしょうか？今D委員からご意見がありましたけど。2つをまとめて、簡単にわかりやすくまとめてはどうかというご意見ですが。どうでしょうか？D委員のご意見でよろしいですか？2文に分けた方がとおっしゃっていた方？では第5条については今D委員がおっしゃっていただいた形で、ここを削って事務局案のとおり2つに分かれている項を、1つにまとめて第1項だけにして、少し縮めて、市民はまちづくりの担い手であることを認識し、市政に対して関心を持ち、自分の発言と行動に責任を持って協働してまちづくりに関わらなければならない、よろしいでしょうか？はい、では第5条について、事務局より追加があるそうです。</p>
事務局	<p>第5条の責務ですが、1項でいいのですか、というのが事務局の言いたいことで、他のところをみると、応分の負担をしなければならないとかですね、そういった言葉もあります。</p> <p>結局市民の責務これだけでみると、まちづくりに関わるのが市民の責務なのかということになってしまいます。当然ながらサービスを受ける限りには応分の負担というのが発生してくるわけで、それについても責務ではないのか、というのが事務局の中でも言っていたことで、リアルな言い方をするとですね、市民税を支払わなければならないとかですね、日本国憲法にもありますよね、国民は法の定めるところにより税金を支払わなければならない、と日本国憲法にも載っているのですけれども、自治基本条例はいわゆる市の憲法だということもありますので、責務となると当然応分の負担というのはしなければならない、そうですね、権利と義務の関係ということはどういうべきではないのかと。細かい文章については次回こちらで第2項というかたちで出させていただきますのでご了解だけお願いいたします。</p>
菊本委員	<p>はい、では次回事務局から第5条については追加の提案があるということでご了解ください。で、それについては次回議論をいただくということでもよろしく願います。</p> <p>では、次の検討事項に移ります。第24条「個人情報の保護」に関する条項です。</p> <p>市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないように努めなければならない、という条文になっています。この条文について、主体は「市は」になっているのですが、先ほど事務局より説明がありましたように、個人情報については、例えば自治会等を通じて利用されている部分もありますので、これから市民自治協議会が出来ていくことを考えたり、そこに権限や予算の移譲が今後発生してくることを予測しながら言うとならば「市は」となっている主語を市民もしくは各種団体といったような文言を加えなくていいかどうか、皆様のご意見をお聞かせください。</p>

A 委員	入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。
菊本委員	<p>入れておくべきではないか、ということで皆さんよろしいでしょうか。では次回、条文として確認させて頂くということで、事務局案の追加をお願いしたいと思います。</p> <p>次、第25条です。この条例の検討及び見直しに関する条文になります。事務局案としては、市はこの条例の施行後5年以内にその状況を勘案し検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、つまりこの条例自体の見直しをはかっていく、市民自治協議会ができた時に、設立要件など現状と合わないという場合もあるでしょうし、そういったことで見直し条項というのは入れるべきでしょうけど、施行後5年以内にしてあるんですけども、「5年以内」でよろしいかどうかご意見を頂きたいと思います。</p>
委員	(意見なし)
菊本委員	<p>5年でよろしいのでしょうか。それほど必要なければ5年を区切りとしてということになるかと思えます。もちろん5年以内ですので、ひっ迫するような問題が出れば1年という場合もあるかと思えます。5年以内ということでよろしいのでしょうか。</p> <p>ではここについては、事務局案のとおり5年以内と。</p>
事務局	<p>5年の間で1回は施行状況を勘案して、ここは変えたほうがいいのではないかと出てくるかもしれません。ただ、その集まって頂く方が今のメンバーかどうか分からないところがあります。新たに募集をかけるのか、皆さん+αでいくのか、ちょっと分かりません。ただ5年かどうかは別として、ある程度経っていくとやはり条例はどこか問題が出てくるのではないかと、そういうことも見据えて5年以内に直すべきところは直す、色んなことをした方がいいということで、この25条を設けたとことだったのですが、5年以内でいいということであればそれでいかせて頂きたいと思いますのでよろしく願います。</p>
菊本委員	<p>よろしいですね。皆さん、ご意見ないですね。</p> <p>では5年以内ということで、よろしく願います。</p> <p>今、ご議論頂いた検討事項、事務局であげて頂きますけど、まちづくりについては次回ご提案いただく、第5条については、追加の条項を事務局から提案頂くということですね。第3、4条については、事務局案どおりとさせて頂きます。では、残りどうしましょう、あと数分になるのですが。</p>
B 委員	<p>あの今頃言うのも何ですが、前文の一番初めの4行、これ一番大事なところだと思いますが、例えば、日本であればこのことは、五</p>

	<p>円玉に象徴されているわけですね、数字の5ではなく漢字の五でしか描かれていませんね。あれは日本を代表するものであるから、算用数字の5は使っていないと私は聞きました。</p> <p>五円玉には、農業と工業、水産業で日本は頑張らなあかと描いてあると、私は聞いておりますけども、この前文の4行を見ますと浮かんでくるのは、農業と環境と観光、そんなイメージですが、できれば日本の真ん中であるという地理的な利点を生かしてですね、前文をちょっと手直して頂けたら有難いと思います。以上です。</p>
事務局	<p>事務局のほうで検討させていただきます。ただ事務局ではこの前文はちょっと長いのかなと。「私たちのまち海津は～いきづくまちです」、の間にいろいろ入っているので、削ったほうがいいのではないかと思います。</p>
B 委員	<p>長いですね。</p>
事務局	<p>おしゃって頂いたご意見は非常に貴重だと認識はしております。その辺りを考えて次回反映させますので、検討する時間をください。よろしくお願いします。</p> <p>あの、この前文もそうですけども、皆さん、全体的にお気付きになられた点がありましたら、事務局のほうに電話、メールなどで、ご連絡いただきたいと思います。</p> <p>また前文の一番下の3行、「海津市の将来像である協働が生み出す魅力あふれるまち海津の実現」とあります。この文面につきましては、総合開発計画の文面がそのままうたってあるわけです。総合開発計画はですね、2016年の目標を掲げていて、その文面を自治基本条例でうたと、総合開発計画は毎年これを目指すとなってしまうので、ここの文面を見直しさせたいと思います。協働とかいう言葉は使っていいと思いますが、将来像の言葉はちょっとうたえないので、その辺を見直しさせたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
A 委員	<p>時間がありませんので、次回の課題になると思いますが、この条文で色んな問題に気が付いたので申し上げたいのですが、最初にまずですね、第12条でただし書きのところ「一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない」ところです。この部分に引っかかっておりまして、先ほど言った通り複数の活動目的があっているのかどうか。そういう場合は分科会でやるのかどうか。その場合、目的を共有できる会員で構成するという中身が具体的にになるとどういう風になるのかなという疑問が、この条文ではあります。それが第一点です。</p> <p>それから第13条、項の入れ方・順序ですか、これも疑問がありますのは、格付け順は本当に重要だろうか、順序が適正だろうか</p>

と。

条文をみますと、第1項よりも第2項のほうが大事じゃないかと。協議会の答申を尊重することは大変大事なことじゃないかと。結果をどう扱ってくれるのという期待をしますよね、協議会で答申した結果を。第1項よりも重要ではないかと。これは私の意見です。

それから第4項に書いてあること、市民自治協議会が設置された場合はその代表者が市長に届け出をする、これはどういう順番でもいいかもしれませんが、これも本当なら重要ではないかなと。

それから第3項は逆にいうと、条例としては次じゃないかなと。連携して活動を行うのは当たり前のことで、私が言いたいのは第13条で答申結果がどういう風に担保されるのかというのが、尊重するという言葉だけでそれでいいのかなと。尊重するとはどういうことだと。第19条にも、住民投票の結果を尊重するとなっています。この前にも菊本先生にもお渡ししたのですが、新聞の記事があって、住民投票で成立したというのはほとんど却下されていて、色々な実態や都合がありますから却下されても仕方がない、でも尊重しても却下はされるわけですよ。それは色々な事情がありますから。でもそのことを第19条にも必要かなと思います。具体的には難しいですが。皆さんでもう一度、ここで言う「尊重」をどう扱うのか考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

それからもう一つ、第21条で「市は、総合計画の重要な事業について評価を実施し」といきなりここで、なぜ市の総合計画がぽんっと出てくるのと、行政評価ってそれしかないのという違和感を覚えます。行政評価というのは、もっと他にもあるのではないかなという気がします。この条文をみると総合計画が全てみたいに読み取れます。どうでしょうか。

会 長

Aさんのおっしゃるところは、なるほどとお聞きになった方もあるかなと思います。文を作るのは大変なことで、読むごとに考えるごとに、少しずつ想いが変わってくることもあります。例えば尊重するという言葉が妥当と思う方と弱いと思われる方と、これは2通りあるかなと思います。Aさんの意見を聞いておまして、第13条の1項は、「諮問に応じ審議し」、その続きで2項が「答申を尊重する」というような序列になっていると思いますので、1項があって2項があるのかなと思います。

3項、4項については、順序を入れ替えるのがベターなのか、許容範囲である部分もあるし、難しいところもあるし、Aさんの考えもなるほどと思いますし、他の市の条例も参考にしながら妥当なところで収まればいいのではと思います。

A 委 員

先ほどの第13条の序列で大事なところを言い忘れましたが、そう思った切っ掛けは、第1項に書いてある「市民自治協議会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項につ

	<p>いて、市長の諮問に応じ」って書いてありますよね、この条文からは上から下へ流れる受身的な活動ではなくて、受けたら諮問に応じて審議して答申しなさいと言っているのです。それって市民自治協議会の精神と全く逆で、自立した活動をするというのを主体にしているのに、第13条で市民の諮問に応じてって、これは第1項にくるのはおかしいじゃないかというのが私の考えです。</p>
<p>事務局</p>	<p>1項と2項の関係はやはり文章的な流れもありますので、順番としては1項の内容について、2項が後についてくるというのは仕方がないです。ただ1項の部分を修正というか、今3項に挙げているものを第1項に持ってきて、第1項にあるのを第2項、第2項を第3項と順番にするのは問題ないです。第4項はそのままでいいと思います、これは。補足的なものになってきますので。ただ読んでいったときの文章の流れも重要なので、第13条の1項、2項はこの順番じゃないといけないかなと事務局では思います。</p>
	<p>ですから、3項のものを第1項に上げてしまっって、第13条とし、役割でうたって2項で市長に答申する、3項で市長は協議会の答申を尊重するように努める、第4項で届け出をするといった流れでもいいと思います。その辺りを次回、事務局のほうで修正しますので。</p>
<p>A 委員</p>	<p>言いたいのは、市民自治協議会の役割等ですね</p>
<p>事務局</p>	<p>役割となっていますから。答申というのもどうかと。</p>
<p>A 委員</p>	<p>市長の諮問を受けて、答申案を出すのは役割でもないでしょう、そういった意味です。</p>
<p>事務局</p>	<p>それは分かります。</p>
<p>A 委員</p>	<p>答申というのは分かりますよ。けど役割の第1項にくるのはおかしいでしょう。完全に受け身で活動するみたいだなと受け取れないですか。</p>
<p>会長</p>	<p>こんなことを言ったらお叱りを受けるかもしれませんが、今A委員がおっしゃった第13条、市民自治協議会の役割は、表現内容が一番大切にされるべきだと納得します。その時に3項は役割だろうかと思って、役割にしては留意点のようで、連携してやりなさいという風な表現のようで、A委員もこれにはまだ満足してないでしょう、きっと。本当に役割ということだったら、役割の第1番に強調すべきことが第1項にきた方がいいですよ、という思いがA委員にあるのじゃないかと。</p> <p>ただ、市民協議会が市内に10できたとすると、実態からして積極的に自分達で課題をつくって市に要望したり諮問したりする、そ</p>

	<p>んな活発な協議会が何%出来るかなと思ったときに、やはり諮問を受けてその答えをつくるということが、ほとんどになってしまう協議会も半数前後あるのではないかと、運営していく中で活発な協議会とそうでない協議会があるかもしれないと思いながら、協議会の役割で一番強調すべきことは、A委員の思いにも応える他の表現があるのかなのか、惑わせてすみません。ここに書いてある総合計画とか市長の諮問の上にくるような良いものが見つかるかどうか思っただけです。</p>
事務局	<p>ここの部分はですね、事務局としても次回までに検討してもう少し整備して出します。よろしくお願いします。</p>
菊本委員	<p>まだまだご意見あるかと思いますが時間になりましたので、ひとまず今日はここまでとさせて頂いて、本当は皆さんの前でご発言なさって、ご議論されたかったと思うのですが、この条文骨子案、個々の条項についてご意見がお有りの方は事務局へ早めにお申し出ください。そのお申し出を持って次回が最終回となりますので、その時までには事務局で修正案あるいは皆さんのご意見を受けて、修正しないけどこういうご意見がありました、でも修正しないのはこういう理由のもとです、と事務局のコメントを付けたものを最終回で皆さんの前で討議を頂いて、そして最終の条文骨子案としてまとめさせて頂きたいと思います。ご意見お有りの方、まだおっしゃってない方いるかと思しますので、ぜひ事務局の方にお伝えください。</p>
会長	<p>それでは最後になりますが、事務局から連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡) ・分科会開催日について 第18回 平成25年2月19日(火)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 本日の予定は、以上で終了しました。 これで「第17回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて頂きます。 本日は、ありがとうございました。 (15:40 終了)</p>